

進路相談等部外委託  
民間競争入札実施要項  
(案)

防衛省

## 目 次

1 趣旨	1
2 委託事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき委託事業の質に関する事項	1
3 実施期間に関する事項	4
4 入札参加資格に関する事項	4
5 入札に参加する者の募集に関する事項	5
6 入札参加者及び落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項	6
7 委託事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	8
8 受託事業者に使用させることができる国有財産に関する事項	8
9 受託事業者が航空自衛隊に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他委託事業の適正かつ確実な実施のために受託事業者が講ずべき事項	8
10 委託事業を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して受託事業者が負うべき責任	11
11 委託事業の評価に関する事項	12
12 その他委託事業の実施に際し必要な事項	12

### 添付書類

別紙第1 配置駐屯地等	14
別紙第2-1 利用者アンケート	17
別紙第2-2 現地監督官アンケート	18
別紙第3 提案書評価基準	19
別紙第4 従来の実施状況に関する情報の開示	20
付紙 相談等件数実績	22

## 進路相談等部外委託民間競争入札実施要項

### 1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指したものである。

上記を踏まえ、防衛省は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象としている防衛省の進路相談等部外委託事業（以下「委託事業」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

### 2 委託事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき委託事業の質に関する事項

#### （1）就職援護施策の概要

自衛隊は組織の精強性を維持する必要があるため、若年定年制及び任期制を採用しており、多くの自衛官は若年定年制の自衛官にあっては50歳代半ば、任期制の自衛官にあっては20歳代で退職することから、退職後の生活基盤の確保などのため再就職が必要である。

これらの自衛官に対して再就職の援護を行うことは、雇用主たる国（防衛省）の責務であり、また、自衛官の将来への不安を解消し、在職中に安んじて職務に精励できるようになるとともに、その士気を高め、優秀な人材を確保するためにも極めて重要であることから、人事施策上の重要事項の一つとして位置づけており、再就職に有効な職業訓練や求人開拓などの就職援護施策を行っている。

#### （2）委託事業の概要

委託事業は、昨今の複雑かつ低迷している雇用環境のもと、退職する自衛官の再就職に際して、再就職への不安の解消や意識づけ、民間企業における仕事のやり方や内容、給与等の雇用条件、更に将来設計について、自衛官個々のニーズに沿ったきめ細かいカウンセリングが重要であるとの認識のもと、平成8年から就職援護施策の一環として開始した事業であり、現在、23の駐屯地及び基地（以下「配置駐屯地等」という。）に人員を配置して実施している（別紙第1のとおり。）。

若年定年制の自衛官であって定年、応募認定退職（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第5項に規定する認定を受けて同条第8項第3号に規定

する退職すべき期日に退職することをいう。) 等により退職が予定されている自衛官又は任期制の自衛官であって任期満了等により退職が予定されている自衛官(以下「退職予定隊員」という。)の進路指導は、本来、各部隊等の長の責任において実施すべきものであるが、退職予定隊員のニーズの多様化により、各部隊等の長や援護担当者が退職予定隊員の退職後の生活設計を踏まえた上できめ細かなカウンセリングを実施するには限度があること、また、上司等に相談すること自体をためらう退職予定隊員も多いことから、自衛隊の人事諸施策と一般社会の雇用環境等に精通した部外の専門家による、きめ細かく専門的なカウンセリングを実施するため、かかる業務を引き続き、今般の公共サービス改革基本方針に従って、公共サービス実施民間事業者(以下「受託事業者」という。)に委託するものである。

### (3) 用語の定義等

#### ア 相談員

キャリア・カウンセラー資格を保持し、退職予定隊員の進路相談、就職援護に関する教育、面接指導等を実施する部外専門家

#### イ 相談員管理者

相談員を管理監督する者であって、委託事業の実施に関し、現地監督官と連絡調整する者(配置駐屯地等に常駐する必要はないが、現地監督官の求めに応じ速やかに対応できる状態にあること)

#### ウ 現地監督官

配置駐屯地等の援護室等に所属する隊員で、当該所属長から指名された者

### (4) 委託事業の内容

委託事業の内容は次のとおりとし、その詳細な内容は、航空幕僚長が定める仕様書(以下「仕様書」という。)によるものとする。

#### ア 進路相談等業務

(ア) 進路相談

(イ) 生活設計相談

(ウ) 就職相談

#### イ 雇用・労働に関する情報の収集・分析、整理及び提供

#### ウ その他の就職援護業務支援

(ア) 就職援護教育、企業見学会

(イ) 企業面接指導、ビジネスマナー教育

(ウ) 合同企業説明会における企業研修

(エ) 法律等に関する相談の取次ぎ

(オ) 適性検査対策

#### エ 委託事業に関する記録の整備・報告

(ア) 業務記録の整備

(イ) 書類の提出

才 配置駐屯地等への相談員の配置

力 相談窓口の開設

キ 出張相談の実施（別紙第1のとおり。）

ク 電話相談の実施（eメール等を含む。）

(5) 確保されるべき業務の質

委託事業の実施に当たり、サービスの質を確保すべき事項及び最低限満たすべき水準は次のとおりとする（別紙第2－1及び別紙第2－2のとおり。）。

事 項	測定方法	水 準
進路相談等業務が適切に実施されていたか。	相談員を利用した退職予定隊員に対して、アンケート調査を実施する。	「適切である」又は「おおむね適切である」の肯定的回答 80%以上（年度ごと）
	現地監督官に対して、四半期終了時にアンケート調査を実施する。	「適切である」又は「おおむね適切である」の肯定的回答 80%以上（四半期ごと）
退職予定隊員に対し、雇用・労働に関する情報が提供されていたか。	現地監督官に対して、四半期終了時にアンケート調査を実施する。	「適切である」又は「おおむね適切である」の肯定的回答 80%以上（四半期ごと）
その他の就職援護業務支援が適切に実施されていたか。	現地監督官に対して、四半期終了時にアンケート調査を実施する。	「適切である」又は「おおむね適切である」の肯定的回答 80%以上（四半期ごと）
委託事業に関する記録が整備・報告されていたか。	現地監督官に対して、四半期終了時にアンケート調査を実施する。	「適切である」又は「おおむね適切である」の肯定的回答 80%以上（四半期ごと）

(6) 創意工夫の発揮

委託事業の実施期間中にあっては、受託事業者は、前号の質を確保することを前提として委託事業を実施するに当たって創意工夫を行い、委託事業の更なる効率化、経費の

削減等に努めなければならない。

(7) 委託事業の引継ぎ

契約期間の満了に伴い受託事業者が変更する場合は、受託事業者は、次期受託事業者による委託事業の開始前に、委託事業の実施に必要な引継ぎを行わなければならず、次期受託事業者はその引継ぎを受けなければならない。その際、航空自衛隊は当該引継ぎに関し、必要な措置を講ずるものとする。

(8) 委託費の支払方法

航空自衛隊は、委託事業について検査及び監督を行い、委託費を支払う。

委託費の支払いに当たっては、受託事業者は当該月分の業務完了後、航空自衛隊との間であらかじめ定める書面により、当該月分の支払請求を行い、航空自衛隊はこれを受領した日から30日以内に受託事業者に支払うものとする。

(9) 委託費の支払留保

ア 検査及び監督の結果、航空自衛隊が質が確保されていないと判断した場合には、受託事業者に対して適切に業務を行うよう改善指示を行うこととし、当該受託事業者は要因分析を行い、業務改善計画を提出しなければならない。

イ 受託事業者は、業務改善計画について航空自衛隊の承諾を得ない限り、委託費を請求できないものとする。

(10) 費用負担等に関するその他の留意事項

法令の変更により受託事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下に該当する場合には、航空自衛隊が負担し、それ以外の場合については、受託事業者が負担する。

(ア) 消費税その他類似の税制度の新設及び変更（税率の変更を含む。）

(イ) 法人税その他類似の税制度の新設及び変更（税率の変更を含む。）

(ウ) (ア) 及び (イ) のほか、委託事業に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

### 3 実施期間に関する事項

実施期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの期間とする。

### 4 入札参加資格に関する事項

- (1) 相談員を実施期間を通じて配置駐屯地等に固定配置できること（相談員の要件は、仕様書によるものとする。）。
- (2) 公告日前3年間において、法人として1年以上継続して実施した職業相談業務等の実績を有すること。
- (3) 日本国籍を有する相談員及び相談員管理者（以下「業務従事者」という。）を配置できること。
- (4) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でな

いこと。

(5) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者又は被補助人が、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、同条に規定する特別の理由がある場合に該当する。

(6) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(7) 平成25年度から平成27年度までの防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）におけるA等級からC等級までの資格を有する者であること。

(8) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(9) 警察当局から暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 第2項に規定する業務を提供できる体制が整っている者又は整えられることを証明できる者であること。

(11) 共同体による入札

ア 単独で委託事業の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同体で入札に参加することができる。その場合は、入札書類提出時までに共同体を形成し、代表企業及び代表者を決め、その他の者はグループ企業として参加するものとする。

なお、代表企業及びグループ企業は、他の共同体に参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとし、共同体形成に関する協定書又はこれに類する書類を作成するものとする。

イ 共同体で入札に参加する場合には、各企業は第1号から第9号までの入札参加資格を満たすものとし、代表企業は前号に規定する入札参加資格を共同体として満たすことを証明する書類を作成するものとする。

## 5 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール（予定）

ア 入札公告	平成25年12月上旬頃
イ 入札説明会	平成26年 1月中旬頃
ウ 質問受付期限	平成26年 1月下旬頃
エ 入札関係書類提出期限	平成26年 2月中旬頃
オ 開札及び落札予定者の決定	平成26年 2月下旬頃
カ 警察庁による暴力団排除条項該当性有無の確認	

平成26年2月下旬頃から平成26年 3月中旬頃

キ 落札者の決定

平成26年 3月中旬頃

ク 契約の締結

平成26年 4月 1日

## (2) 入札の実施手続

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次の書類を提出すること。

ア 入札説明会後の質問受付

入札公告に際して、実施要項の交付を受けた者は、当該実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に質問を行うことができる。

質問は、書面、電子メール及びFAXで受け付けることとし、質問内容及び当方からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた者に対し、電子メールにより送付することにより公開するものとする。

イ 提出書類

（ア）入札書

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、消費税率が改正された場合は、その税率に相当する金額を記載すること。

（イ）提案書

第2項に規定する事業を提供できる体制の有無を審査するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。

a 実施体制

（a）管理体制及び連絡体制

（b）業務従事者の配置

（c）教育研修体制

（d）実施要領

b 業務実績

公告日前3年間において、法人として1年以上継続して実施した職業相談業務等の実績

c 秘密等保持

秘密等保持に係る教育

（ウ）平成25年度から平成27年度までの間の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

## 6 入札参加者及び落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

### (1) 評価方法

## ア 入札参加資格の確認

航空自衛隊は、平成25年度に有効な競争契約の参加資格（全省統一規格）に係る写し及び前項第2号イ（イ）に掲げる提案書その他入札説明書等に基づき提出される入札関係書類により第4項に規定する入札参加資格を確認し、その資格を満たしていない者は入札に参加させないものとする。

### イ 提案書の評価

別紙第3に定める提案書評価基準に基づいて提案書の評価を行い、1項目でも要件を満たしていない場合は不合格とする。

## （2）落札者の決定

ア 第4項に規定する入札参加資格を全て満たし、入札書に記載した金額が、最低の価格をもって入札した者を落札予定者として決定する。ただし、落札予定者となるべき者の価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、次に低い価格をもって入札した者を落札予定者とすることがある。

イ 落札予定者となるべき者が2人以上いる場合は、くじを引かせ落札予定者を決定するものとする。また、入札参加者又はその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札事務に直接関係のない職員がこれに代わってくじを引くものとする。

ウ 第4項に規定する入札参加資格のいずれも満たさず、又は、入札がなかった場合は、改めて、直ちに再度の入札を行うものとする。

エ 落札予定者は、速やかに法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に規定する欠格事由のうち、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）排除に関する規定について評価するために必要な書類を提出するものとする。

オ 落札予定者が欠格事由に該当しないことが確認された場合は、落札者として決定する。

カ 落札予定者が欠格事由に該当した場合は、決定を取り消し、アに規定する要件を満たす入札を行った他の者のうち、取り消しとなった者の次点であった者を落札予定者として決定する。

キ 航空自衛隊は、落札者が決定した場合は、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額等について公表するものとする。また、契約が締結された場合も同様とする。

## （3）落札者が決定しなかった場合の措置

ア 入札において落札者がいなかった場合には、必要に応じ入札条件等を見直した後、再度入札を行う。

イ 再度の入札によっても落札者が決定しない場合又は委託事業を実施する時間

が十分に確保できない等やむを得ない場合には、本実施事項によらず落札者を決定することができる。この場合において、防衛省はその理由を公表するとともに、法第37条に規定する官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

7 委託事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項  
別紙第4のとおり。

8 受託事業者に使用させることができる国有財産に関する事項

- (1) 委託事業を実施するために必要な庁舎内の開設場所、備品等は無償で使用することができます。
- (2) 前号の使用に際し、発生する光熱費等については無償とする。
- (3) 受託事業者は、使用が認められた庁舎等を善良な管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。

また、受託事業者の責めに帰すべき事由により、破損、故障、紛失等による損害が生じた場合においては、これを賠償するものとする。

9 受託事業者が航空自衛隊に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他委託事業の適正かつ確実な実施のために受託事業者が講ずべき事項

(1) 受託事業者が航空自衛隊に報告すべき事項及び航空自衛隊の指示により講ずべき措置

ア 報告

受託事業者は、常時、委託事業の実施状況を把握し、仕様書に定める提出書類等により、適宜航空自衛隊に報告すること。

イ 調査

(ア) 航空自衛隊は、委託事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、受託事業者に対し、受託事業の実施の状況に関し必要な報告を求め、又は受託事業者の事務所に立ち入り、委託事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(イ) 立入検査をする航空自衛隊の職員は、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを受託事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

航空自衛隊は、委託事業の適正かつ的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第27条第1項の規定に基づき、受託事業者に対し必要な措置を取るべ

きことを指示することができる。

(2) 秘密等を適正に取り扱うために必要な措置

ア 個人情報の保護

(ア) 受託事業者は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（以下「各自衛隊」という。）から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定に基づき、適切な管理を行わなければならない。また、当該個人情報については、委託事業以外の目的のために使用してはならない。

(イ) 受託事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

イ 秘密の保持

(ア) 受託事業者は、委託事業に関して各自衛隊が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務履行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講じなければならない。

(イ) 受託事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他委託事業に従事している者又はこれらの者であった者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条の規定により罰則の適用がある。

ウ 秘密保全

受託事業者は、配置駐屯地等の立入禁止区域には、立入申請手続等必要な措置を講じた場合に限り、立ち入ることができる。

(3) 契約に基づき受託事業者が講ずべき措置

ア 委託事業の開始及び中止

(ア) 受託事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に、確実に委託事業を開始しなければならない。

(イ) 受託事業者は、やむを得ない事由により、委託事業を中止しようとするときは、あらかじめ航空自衛隊の承認を得なければならない。

イ 金品等の授受の禁止

受託事業者は、委託事業において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

ウ 宣伝行為の禁止

受託事業者及び委託事業に従事する者は、委託事業の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。また、自らが行う事業が委託事業の一部であるかのように誤認されるおそれのある行為をしてはならない。

エ 法令の遵守

受託事業者は、委託事業を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

オ 安全衛生

受託事業者は、委託事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理について、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

カ 記録、帳簿書類等の保存

受託事業者は、実施年度ごとに委託事業に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し又は中止した日に属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

キ 権利の譲渡

受託事業者は、契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ航空自衛隊の承認を受けた場合には、この限りでない。

ク 権利義務の帰属等

(ア) 委託事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受託事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

(イ) 受託事業者は、委託事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ航空自衛隊の許可を得なければならない。

ケ 再委託の取扱い

(ア) 受託事業者は、委託事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 受託事業者は、委託事業の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書等において、再委託先の住所及び名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告の徴収、個人情報の管理その他運営管理方法並びに再委託額について記載しなければならない。

(ウ) 受託事業者は、契約締結後やむを得ない事由により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で航空自衛隊の承認を受けなければならない。

(エ) 受託事業者は、(イ)及び(ウ)の規定による再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ) 再委託先は、前号及びイからケまでに規定する事項については、受託事業者と同様の義務を負うものとする。

コ 契約内容の変更

航空自衛隊及び受託事業者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を提示し、相手方の承認を得なければならない。

サ 航空自衛隊の契約の解除権

航空自衛隊は、受託事業者が次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- (ア) 法第22条第1項第1号又は第2号に該当する場合
- (イ) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合
- (ウ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合
- (エ) 受託事業者が、第1号ウに規定する改善指示又は改善計画書に従い委託事業を実施しない場合

#### シ 受託事業者の契約解除権

受託事業者は、各自衛隊がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を航空自衛隊に対して催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

#### ス 契約解除時の取扱い

サに該当し、航空自衛隊が契約を解除した場合には、航空自衛隊は、受託事業者に対し、当該解除の日までに委託事業を契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。この場合において、受託事業者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として航空自衛隊に納付しなければならない。

#### セ 損害賠償

受託事業者は、受託事業者又は委託事業に従事する者の故意又は過失により各自衛隊に損害を与えたときは、航空自衛隊に対して、その損害について賠償する責任を負う。

#### ソ 不可抗力免責及び危険負担

- (ア) 受託事業者が受託事業者の責に帰することができない事由により委託事業の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となったりした場合には責任を負わない。
- (イ) 各自衛隊及び受託事業者双方の責めに帰することができない事由により委託事業の全部又は一部の実施が不能となった場合は、受託事業者は委託事業の全部又は一部の実施の義務を免れるものとし、航空自衛隊はそれに応じたその代金の支払い義務を免れるものとする。

#### タ 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託事業者と航空自衛隊が協議する。

### 10 委託事業を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関する受託事業者が負うべき責任

受託事業者又は委託事業に従事する者が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた

場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 各自衛隊が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等の規定に基づき第三者に対する賠償を行った場合には、航空自衛隊は受託事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（損害の発生について各自衛隊の責に帰すべき事由があるときは、航空自衛隊が賠償の責に任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 受託事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条の規定に基づき第三者に対する賠償を行った場合であって、損害の発生について各自衛隊の責めに帰すべき事由があるときは、受託事業者は航空自衛隊に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち受託事業者が賠償の責に任すべき金額を超える部分について求償することができる。

## 11 委託事業の評価に関する事項

### (1) 調査の方法

防衛省は、受託事業者が実施した委託事業の内容について、その評価が適切に実施されるよう、実施状況の調査を行うものとする。

### (2) 実施状況に関する調査の時期

防衛省は、法第7条第8項の規定に基づく内閣総理大臣が行う評価の時期（平成28年5月を予定）を踏まえ、平成26年4月から平成28年3月までの状況を調査する。

### (3) 調査項目

- ア 第2項第5号に規定する事項
- イ 第9項第1号に規定する事項

### (4) 実施状況等の届け出

防衛省は、前号に規定する調査項目に関する内容をとりまとめた委託事業の実施状況等について、第1号の評価のために、平成28年3月を目途に内閣総理大臣及び監理委員会へ提出する。

## 12 その他委託事業の実施に際し必要な事項

### (1) 報告の徴収、立入検査、指示等の報告

防衛省は、受託事業者に対して行った会計法令に基づく検査の状況について、委託事業終了後に監理委員会に報告するとともに、法第26条及び第27条の規定に基づく報告の徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に報告する。また、防衛省が必要と判断した場合には、その措置内容等を公表する。

### (2) 従事者の監督体制

委託事業に係る従事者の監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。委託事業の監督は第9項により行うものとする。

### (3) 受託事業者の責務等

ア 法第25条第2項の規定により、委託事業に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員と見なされる。

イ 法第25条第1項の規定に違反して、委託事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、法第54条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

ウ 受託事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条の規定により、会計検査院の実地の検査を受け、会計検査院から直接又は航空自衛隊を通じて、資料又は報告等の提出を求められ、質問を受けることがある。

エ 受託事業者は、法第55条各号の規定に該当する場合には、30万円以下の罰金に処されることとなる。

なお、法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条に規定する違反行為をしたときは、当該違反行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科されることとなる。

以上のほか、国の契約を適正に実施する上で必要な事項は、分任支出負担行為担当官等の定めるところによる。

## 配置駐屯地等（陸自）

配置駐屯地等	出張先	出張相談の実施（基準）
旭川（陸）	名寄（陸）、留萌（陸）、上富良野（陸）	2回／年
	遠軽（陸）、稚内（陸海空同時実施）	1回／年
東千歳（陸）	北恵庭（陸）、南恵庭（陸）、北千歳（陸）、島松（陸）	1回／月
	帯広（陸）	2回／年
青森（陸）	弘前（陸）	4回／年
	秋田（陸）	2回／年
	秋田（空）、加茂（空）、車力（空）	1回／年
仙台（陸）	霞目（陸）、多賀城（陸）	4回／年
	神町（陸）、船岡（陸）、大和（陸）、福島（陸）、郡山（陸）、松島（空）	2回／年
	大滝根山（空）	1回／年
板妻（陸）	富士（陸）	2回／月
	滝ヶ原（陸）、駒門（陸）	1回／月
	北富士（陸）	4回／年
	松本（陸）、静浜（御前崎を含む）（空）	1回／年
千僧（陸）	伊丹（陸）	2回／月
	信太山（陸）、姫路（陸）、大久保（陸）、八尾（陸）、桂（陸）、宇治（陸）	2回／年
	大津（陸）、阪神（海）、奈良（空）	1回／年
善通寺（陸）	松山（陸）、小松島（海）、高知（土佐清水（空）を含む）（陸）、徳島（陸）（海）・北徳島（陸）（同時実施）	1回／年
福岡（陸）	小倉（陸）、小郡（陸）、飯塚（陸）	2回／年
別府（陸）	玖珠（陸）、湯布院（陸）	4回／年
北熊本（陸）	健軍（陸）、高遊原（陸）	4回／年
	えびの（陸）、都城（陸）	2回／年

配置駐屯地等（海自）

配置駐屯地等	出張先	出張相談の実施（基準）
大湊（海）	大湊（空）	4回／年
下総（海）	館山（海）、木更津（陸）（海）（空）、 習志野（陸）（空）、下志津（陸）、 宇都宮（陸）、勝田（陸）、松戸（陸）、 百里（空）、峯岡山（空）	1回／年
横須賀（海）	厚木（海）、久里浜（陸） 座間（陸）、武山（陸海空同時実施）	2回／年 1回／年
舞鶴（海）	小松（空）、金沢（陸）、福知山（陸）、 今津（陸）、経ヶ岬又は饗庭野（空）	1回／年
吳（海）	岩国（海） 江田島（海）、日本原（陸）、海田市（陸）、 米子（陸）、出雲（陸）、山口（陸）、 防府北・南（空）、美保（高尾山を含む）（空）	2回／年 1回／年
佐世保（海）	相浦（陸） 大村（海）（陸）、竹松（陸） 下関（海）、小月（海）	4回／年 2回／年 1回／年
鹿屋（海）	国分（陸） 川内（陸） 新田原（空）、高畠山又は下甑島（空）	4回／年 2回／年 1回／年

配置駐屯地等（空自）

配置駐屯地等	出張先	出張相談の実施（基準）
千歳（空）	長沼・当別・襟裳・八雲・根室・網走の内4か所（空）、 函館（陸）（海）、余市（海）	1回／年
三沢（空）	東北町（空） 八戸（陸） 八戸（海）、岩手（陸）	4回／年 3回／年 2回／年

	山田 (空)	1回／年
入間 (空)	府中 (横田を含む) (空) 、 熊谷 (空) 、 高田 (陸) 、 新発田 (陸)	2回／年
	十条 (陸) (海) (空) 、 新潟・佐渡・輪島の内 1か所 (空) 、 立川 (陸) (空) 、 相馬原 (陸) 、 霞ヶ浦 (陸) (空)	1回／年
小牧 (空)	岐阜 (空) 、 浜松 (空) 、 守山 (陸) 、 豊川 (陸)	2回／年
	春日井 (陸) 、 久居 (陸) 、 明野 (陸) 、 白山・高藏寺・笠取山・串本の内 2か所 (空)	1回／年
春日 (空)	目達原 (陸)	4回／年
	久留米 (陸) 、 芦屋 (空) 、 築城 (空)	2回／年
	背振山・高良台・福江島・海栗島・見島の内 3か所 (空)	1回／年
那覇 (空)	那覇 (陸) (海)	4回／年
	恩納・与座岳・知念・宮古島・奄美大島・ 沖永良部島・久米島の内 4か所 (空)	1回／年

## 利用者アンケート

事 項	回 答
進路相談等業務が適切に実施されていたか。	<input type="checkbox"/> 適切である。 <input type="checkbox"/> おおむね適切である。 <input type="checkbox"/> 余り適切でない。 <input type="checkbox"/> 適切でない。
意見があれば記入して下さい。	

## 現地監督官アンケート

事 項	回 答
進路相談等業務が適切に実施されていたか。	<input type="checkbox"/> 適切である。 <input type="checkbox"/> おおむね適切である。 <input type="checkbox"/> 余り適切でない。 <input type="checkbox"/> 適切でない。
退職予定隊員に対し、雇用・労働に関する情報が提供されていたか。	<input type="checkbox"/> 適切である。 <input type="checkbox"/> おおむね適切である。 <input type="checkbox"/> 余り適切でない。 <input type="checkbox"/> 適切でない。
その他の就職援護業務支援が適切に実施されていたか。	<input type="checkbox"/> 適切である。 <input type="checkbox"/> おおむね適切である。 <input type="checkbox"/> 余り適切でない。 <input type="checkbox"/> 適切でない。
委託事業に関する記録が整備・報告されていたか。	<input type="checkbox"/> 適切である。 <input type="checkbox"/> おおむね適切である。 <input type="checkbox"/> 余り適切でない。 <input type="checkbox"/> 適切でない。
意見があれば記入して下さい。	

## 提案書評価基準

提出された提案書について、委託事業の目的及び業務内容を照らし、最低限の要求要件を満たし得るものは合格とし、1要件でも満たしていない者は不合格とする。

		評価項目	評価基準
<b>1 実施体制</b>			
	1－1	管理体制及び連絡体制	委託事業を適正かつ継続的に実施するために必要な管理体制及び官側との連絡体制の有無
	1－2	業務従事者の配置	委託事業を適正かつ継続的に実施するために必要な資格者を所要数従事させる体制の有無
	1－3	教育研修体制	カウンセリング技法や教育要領に関する事前の教育研修体制の有無
	1－4	実施要領	委託事業を効果的に実施するための実施要領（マニュアル）に従った実施体制及び計画の有無
<b>2 業務実績</b>			
	2－1	業務実績	公告日前3年間において、法人として1年以上継続して実施した職業相談業務等の実績の有無
<b>3 秘密等保持</b>			
	3－1	秘密等保持に係る教育	法第25条に基づく、秘密保持義務等及び個人情報の取り扱いに係る教育体制の有無

## 別紙第4

## 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位 : 千円)		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
	物件費			
	委託費	99,201	98,767	99,295
計(a)		99,201	98,767	99,295
参考 値 (b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a) + (b)		99,201	98,767	99,295
(注記事項) 上記の委託費の積算には、委託事業に係る人件費、諸経費、旅費等が含まれる。				
2 従来の実施に要した人員				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
常勤職員				
非常勤職員				
(業務従事者に求められる知識・経験等) 実施要項及び仕様書参照				
(業務の繁閑の状況) 繁忙時期：通年				
(その他) 本業務については、一般競争入札で外部委託により実施している。 受託事業者側の人員（実績値）は、次のとおり。				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
受託事業者の職員		24名	24名	24名
相談員管理者		1名	1名	1名
相談員		23名	23名	23名

3 従来の実施に要した施設及び設備	配置駐屯地等の庁舎内事務室																							
	(注記事項) 実施要項及び仕様書に記載された施設及び備品類は無償で貸与する。																							
4 従来の実施における目的の達成の程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進路相談等業務 全般的に再就職先決定のための自己分析が明確にできていないため、適職チェックの活用、職業選択の方法及び自己分析によるキャリアの掘り起こし等を的確にアドバイスすることにより効果を上げている。 また、配置駐屯地等ごとに、相談者数及び援護教育者数の目標を設定し、待ち受けの態勢ではなく積極的に業務を実施することにより、これを達成している。</li> <li>・雇用・労働に関する情報の収集・分析、提供等 就職援護教育時等において、雇用情勢等についての情報が適切に提供されていた。</li> <li>・委託事業に関する記録の整備・報告 委託事業の実施状況について、防衛省が的確に把握できる内容が適切に整備・報告されていた。</li> <li>・相談等件数実績 付紙参照</li> </ul>																							
5 従来の実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務項目</th> <th colspan="2">現状（一般競争入札）</th> <th colspan="2">民間競争入札</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>防衛省</th> <th>受託事業者</th> <th>防衛省</th> <th>受託事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>進路相談等部外委託</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>業務詳細は、仕様書による。</td> </tr> <tr> <td>上記業務の管理、監督</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務項目	現状（一般競争入札）		民間競争入札		備 考	防衛省	受託事業者	防衛省	受託事業者	進路相談等部外委託		○		○	業務詳細は、仕様書による。	上記業務の管理、監督	○		○			
業務項目	現状（一般競争入札）		民間競争入札		備 考																			
	防衛省	受託事業者	防衛省	受託事業者																				
進路相談等部外委託		○		○	業務詳細は、仕様書による。																			
上記業務の管理、監督	○		○																					

## 相談等件数実績

(単位：人)

配置駐屯地等	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
旭川 (陸)	575(160)	734(273)	2, 158(653)
東千歳 (陸)	1, 548(1, 231)	2, 839(1, 766)	4, 332(1, 803)
青森 (陸)	702(229)	1, 445(422)	2, 241(441)
仙台 (陸) (22・23 年度は神町 (陸) )	995(193)	2, 690(394)	2, 752(490)
板妻 (陸)	1, 319(174)	1, 881(425)	1, 984(341)
千僧 (陸)	419(330)	1, 644(458)	1, 803(439)
善通寺 (陸)	370(269)	1, 142(425)	1, 317(440)
福岡 (陸)	785(515)	2, 160(614)	2, 029(812)
別府 (陸) (22・23 年度は健軍 (陸) )	896(425)	1, 502(425)	1, 021(361)
北熊本 (陸)	1, 058(357)	1, 800(457)	2, 237(634)
大湊 (海)	383(254)	455(359)	328(44)
下総 (海)	552(270)	934(324)	974(433)
横須賀 (海)	418(165)	1, 327(473)	2, 127(749)
舞鶴 (海)	1, 119(366)	2, 166(452)	2, 457(429)
吳 (海)	562(446)	984(679)	1, 592(701)
佐世保 (海)	689(403)	1, 102(492)	1, 340(592)
鹿屋 (海)	504(392)	1, 639(932)	1, 821(925)
千歳 (空)	238(168)	1, 208(485)	1, 350(620)
三沢 (空)	432(275)	787(363)	875(369)
入間 (空)	537(205)	1, 080(384)	1, 749(666)
小牧 (空)	258(195)	1, 268(427)	1, 262(518)
春日 (空)	1, 465(686)	1, 727(708)	1, 699(739)
那覇 (空)	131(131)	1, 161(409)	1, 227(412)
合 計	15, 955(7, 839)	33, 675(12, 146)	40, 675(13, 611)
※平成 23 年度の増加は、就職面接教育、ビジネスマナー教育等の業務増加による増加			
※括弧内の数字は相談者数であり内数			

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号等		仕様書番号
品名 又は 名称	進路相談等部外委託事業	空幕LPS-援X00000
		承認 平成26年 月 日
		作成 平成26年 月 日
		改正 平成 年 月 日
		作成部 航空幕僚監部人事教育部援護 隊等名 業務課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、若年定年制及び任期制の自衛官であって、退職を予定している自衛官（以下「退職予定隊員」という。）に対し、自衛隊の各駐屯地等において実施する進路相談等部外委託事業（以下「委託事業」という。）について適用する。

### 1.2 用語の定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、次による。

#### a) 駐屯地等

陸上自衛隊駐屯地、海上自衛隊地方総監部等及び航空自衛隊基地等

#### b) 検査官

航空幕僚監部人事教育部援護業務課長

#### c) 主任監督官

航空幕僚監部人事教育部援護業務課で指名された者

#### d) 現地監督官

各駐屯地等の援護室等で指名された者

#### e) 相談員

退職予定隊員の進路相談等の他、就職援護に関する教育、面接指導等を実施する部外専門家

### 1.3 引用文書等

この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書の規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するものの他、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

- b) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）
- c) 自衛隊退職予定隊員に対する就職の援護業務について（防人2第1456号53.3.30）
- d) 航空自衛隊調達規則（昭和36年航空自衛隊達第13号）

## 2 委託事業の目的

委託事業は、雇用情勢に対応するため、駐屯地等において、退職予定隊員の進路相談、就職援護に関する教育、面接指導等を公共サービス実施民間事業者に委託し、就職援護業務の充実を図ることを目的とする。

## 3 委託事業に関する要求

### 3.1 対象者

退職予定隊員

### 3.2 期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

### 3.3 相談員の要件

委託事業に必要な次に掲げる要件を満たす者であること。

- a) 自衛隊に関する以下の知識を有していること。なお、有していない場合は、航空自衛隊が実施する契約相手方に対する知識習得のための教育により、速やかに当該知識を習得できること。
  - 1) 任用制度としての若年定年制・任期制を理解していること。
  - 2) 就職援護業務に必要な関連法規、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（以下「各自衛隊」という。）の就職援護施策を理解していること。
  - 3) 各自衛隊の職域、任務、訓練等及び勤務内容並びに退職予定隊員が保有する知識・能力を理解していること。
- b) 雇用・労働関連に関する次の知識・経験を有すること。
  - 1) 労働行政及び雇用情勢の現状を理解していること。
  - 2) 人事又は職業紹介に関連する実務経験を有すること。
  - c) キャリア・カウンセラー資格を有すること。  
(職業相談業務又は個人資産相談業務に必要な資格も有していることが望ましい。)
- d) 原則として、契約相手方は、委託期間を通じて同一の相談員を担当駐屯地等に固定配置し、退職予定隊員に対する継続したカウンセリングを可能とすること。
- e) 公告日前3年間において、法人として1年以上継続して実施した職業相談業務等の実績を有すること。

### 3.4 委託事業内容及び手法

各自衛隊の援護機関及び各自衛隊の援護機関の指導・援助のもと退職予定隊員に対する

無料職業紹介を行っている一般財団法人自衛隊援護協会と連携を図りつつ、以下に示す進路相談等の業務を行うものとする。

a) **進路相談等業務**

1) **進路相談**

1. 1) 退職後の生活設計を見据えた再就職のための目標設定及び計画的な再就職準備の必要性について助言する。このため、自衛官の再就職の現状を認識させるとともに、より早期からの目標設定と準備が必要であることを認識させること。
1. 2) 退職予定隊員の経験、能力、性格、志向性等の自己分析を支援するとともに、職業適性検査の結果等を踏まえた目標の設定（希望業種等の方向付け）について助言する。この際、性格等の自己分析ツール、職業適性検査ツール、職業興味検査ツール等を活用しつつ、カウンセリング技法により具体的に助言すること。
1. 3) 再就職に必要な資格・技能に関して助言する。このため、技能訓練、通信教育等の各自衛隊の就職援護施策の活用についても具体的に助言し、職業能力開発及び自己啓発を促進すること。
1. 4) 任期制隊員を対象とする相談に当たっては、任用上の特性（任期制隊員は曹昇任を目指して任期を継続するか又は退職して再就職するかの判断が必要である等）に起因する進路上の悩みを解決するためのメンタルヘルスケアを実施すること。

2) **生活設計相談**

再就職に必要な生活設計の確立を促し、その作成・見直しについて支援する。このため、ライフプランシミュレーションソフト等を活用して、退職予定隊員に若年定年制の特徴や、自衛官特有の各種手当、防衛共済年金等を反映した退職後の収入・支出の全体像を具体的に把握させ、ライフプランやマネープランについて助言すること。

3) **就職相談**

地域の雇用情勢を分析・評価し、退職予定隊員が希望する就職地、業種、待遇等に対する実情に関する相談に対し具体的に助言する。この際、所在する地域以外への再就職を希望している退職予定隊員に対しては、当該地域に配置されている相談員との連携により雇用情勢等を考慮し、具体的な助言を行うこと。

b) **雇用・労働に関する情報の収集・分析、整理及び提供**

全国の雇用情勢、求人動向、賃金水準等の情報を収集・分析及び整理し、各相談員が退職予定隊員に提供できるようにするとともに、地域の詳細な情報を収集・分析及び整理して退職予定隊員に提供すること。

c) **その他の就職援護業務支援**

1) **就職援護教育、企業見学会**

退職予定隊員の希望に基づき、現地監督官との調整の上、各自衛隊の援護機関が実施する就職援護教育、企業見学会の支援を行うものとする。

### **1. 1) 就職援護教育**

企業で現在勤務している退職自衛官等を講師として招へいし、企業での心構え、体験談等に関する教育の支援を行うこと。

### **1. 2) 企業見学会**

退職自衛官及びその他の勤務者が勤務している状況を自らの目で確認し、再就職活動を現実のものとして捉えるための見学会の支援を行うこと。

- ア) 退職自衛官等の勤務状況
- イ) 勤務安全衛生環境、福利・厚生施設の状況等

### **2) 企業面接指導、ビジネスマナー教育**

退職予定隊員の希望に基づき、進路相談、各自衛隊の援護機関が実施する就職援護教育等の場を活用し、企業面接指導、ビジネスマナー教育を行うものとする。

#### **2. 1) 企業面接指導**

- ア) 準備
  - 経歴書、職務履歴書の書き方、服装・態度等に関する指導
- イ) 面接指導
  - 模擬面接による指導

#### **2. 2) ビジネスマナー教育**

- ア) ビジネスマナー（基本）
  - 身だしなみ、挨拶、言葉遣い、名刺交換等
- イ) ビジネスマナー（発展）
  - 来客対応、紹介の仕方、席次、電話対応等
- ウ) 上司からの指示の受け方、上司への報告の仕方、会議会場での発表等
- エ) ビジネス文書の文例
  - 挨拶・依頼、礼状文、見積書・契約書・覚書・請求書等
- オ) ビジネス文書の作成
  - 社外文書の作成、メール作成等

### **3) 合同企業説明会における企業研修**

退職予定隊員の希望に基づき、現地監督官との調整の上、一般財団法人自衛隊援護協会等が実施する合同企業説明会の場において、次の事項について把握・修得させること。

- ア) 参加企業の業種、企業の職域
- イ) 企業が退職する自衛官に求めているニーズ
- ウ) 参加者自身が企業において就業可能な職種・職域・地域・給料・仕事の内容等
- エ) 企業で就業する上で必要な知識、資格、技能等

### **4) 法律等に関する相談の取次ぎ**

#### **4. 1) 退職予定隊員の再就職準備を円滑に行うため、法律、債務、税金等に関して、契約**

相手方が自ら、または契約相手方が提携する専門家による電話相談業務を行うものとする。

また、退職予定隊員が契約相手方に直接来訪する場合も相談業務を行うものとする。

**4.2) 相談の業務時間は、原則として平日 9 時～17 時30 分とする。**

**5) 適性検査対策**

退職予定隊員の希望に基づき、企業が採用活動で使用する各種検査等（言語能力検査、非言語能力検査、性格適性検査等）に対応する対策指導を行うものとする。

（例：リクルート社のS P I、日本SHL社のG A B等）

**d) 委託事業に関する記録の整備・報告**

**1) 記録の整備**

契約相手方が定める様式により退職予定隊員ごとに相談記録を整備し、退職予定隊員が他の駐屯地等に異動した際にも、円滑に進路相談等業務が引き継げるようとするものとする。

**2) 提出書類**

**2.1) 契約相手方は、委託事業に関する業務実施計画を作成し、平成26年4月22日（火）**

までに官側（航空幕僚監部援護業務課長：4部、各現地監督官：1部）に提出するものとする。

**2.2) 契約相手方は、別紙様式第1「進路相談等業務作業記録表」を作成し、日々現地監督官の確認をもらい、月末毎に現地監督官に提出するものとする。**

**2.3) 契約相手方は、別紙様式第2「進路設計相談員業務実施状況報告」により、配置する駐屯地等ごとの相談実績について、各四半期及び年度の成果報告を翌月15日までに官側（航空幕僚監部援護業務課長：4部、各現地監督官：1部）に提出するものとする。**

**2.4) 契約相手方は、別に定める様式により、アンケート調査を実施し各四半期及び年度の結果報告を翌月15日までに官側（航空幕僚監部援護業務課長：4部、各現地監督官：1部）に提出するものとする。**

**2.5) 契約相手方は、主任監督官と協議して定める様式により、各四半期及び年度の業務成果報告を翌月15日までに官側（航空幕僚監部援護業務課長：4部、各現地監督官：1部）に提出するものとする。**

**3.5 相談員管理者**

契約相手方は、契約締結後遅滞なくこの役務の履行について主任監督官との連絡調整を行い、かつ、相談員を管理する相談員管理者及びその代理者を指定し、管理者指定届（様式適宜）を航空幕僚監部援護業務課長に提出しなければならない。

この相談員管理者は、次項に定義する配置駐屯地等に常駐する必要はないが、現地監督官等

と速やかに連絡調整できる状態にあるものとする。

#### 4 相談員の業務体制等

相談員を配置する駐屯地等（以下「配置駐屯地等」という。）は、以下の23か所とする。

##### a) 陸上自衛隊

旭川駐屯地、東千歳駐屯地、青森駐屯地、仙台駐屯地、板妻駐屯地、千僧駐屯地、善通寺駐屯地、福岡駐屯地、別府駐屯地、北熊本駐屯地の10か所

##### b) 海上自衛隊

大湊地方総監部、下総航空基地隊、横須賀地方総監部、舞鶴地方総監部、呉地方総監部、佐世保地方総監部、鹿屋航空基地隊の7か所

##### c) 航空自衛隊

千歳基地、三沢基地、入間基地、小牧基地、春日基地、那覇基地の6か所

#### 5 相談窓口の開設

##### 5.1 開設場所

それぞれの配置駐屯地等内において現地監督官が指定する場所とする。

開設場所及び備品等並びにこれらの使用に際し発生する光熱水の使用に関する経費は、無償とし、その他必要な機器については契約相手方が準備するものとする。

##### 5.2 開設時間

月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始6日間（12月29日から翌年1月3日まで）及び駐屯地等の統一代休日等を除く。）の配置駐屯地等の課業開始（原則として8時15分）から課業終了（原則として17時）まで（休憩時間を除く。）の7時間45分を基準とする。

この際、配置駐屯地等の特性及び退職予定隊員の希望等を考慮し、現地監督官と相談員管理者で調整の上、通常の開設時間を2時間の範囲内で繰り下げ又は開設時間以外の日においても相談業務を行うことができるものとする。

また、次に示す出張相談の期間、資料収集業務等を履行する時間など、相談窓口を開設しない日又は時間帯がある場合は、あらかじめ現地監督官の承認を受け、掲示等により配置駐屯地等内に周知するものとする。

#### 6 出張相談

次の計画により、配置駐屯地等の近傍に所在する駐屯地等に対して相談員を出張し、3.4のa)～c)と同様の業務等を行う。この際、出張先について必要な都度、近傍に所在する駐屯地等と調整するものとする。

また、6.1～6.3の表中に示された出張先の駐屯地等には、委託の期間内に必ず出張相談の

実施の項に記載の回数以上相談に赴くものとする。

### 6.1 陸上自衛隊駐屯地等

配置駐屯地	出張先	出張相談の実施(基準)
旭川 (陸)	名寄 (陸)、留萌 (陸)、上富良野 (陸)	2回／年
	遠軽 (陸)、稚内 (陸海空同時実施)	1回／年
東千歳 (陸)	北恵庭 (陸)、南恵庭 (陸)、北千歳 (陸)、島松 (陸)	1回／月
	帯広 (陸)	2回／年
青森 (陸)	弘前 (陸)	4回／年
	秋田 (陸)	2回／年
	秋田 (空)、加茂 (空)、車力 (空)	1回／年
仙台 (陸)	霞目 (陸)、多賀城 (陸)	4回／年
	神町 (陸)、船岡 (陸)、大和 (陸)、福島 (陸)、郡山 (陸)、松島 (空)	2回／年
	大滝根山 (空)	1回／年
板妻 (陸)	富士 (陸)	2回／月
	滝ヶ原 (陸)、駒門 (陸)	1回／月
	北富士 (陸)	4回／年
	松本 (陸)、静浜 (御前崎を含む) (空)	1回／年
千僧 (陸)	伊丹 (陸)	2回／月
	信太山 (陸)、姫路 (陸)、大久保 (陸)、八尾 (陸)、桂 (陸)、宇治 (陸)	2回／年
	大津 (陸)、阪神 (海)、奈良 (空)	1回／年
善通寺 (陸)	松山 (陸)、小松島 (海)、高知 (土佐清水 (空) を含む) (陸)、徳島 (陸) (海)・北徳島 (陸) (同時実施)	1回／年
福岡 (陸)	小倉 (陸)、小郡 (陸)、飯塚 (陸)	2回／年
別府 (陸)	玖珠 (陸)、湯布院 (陸)	4回／年
北熊本 (陸)	健軍 (陸)、高遊原 (陸)	4回／年
	えびの (陸)、都城 (陸)	2回／年

## 6.2 海上自衛隊基地等

配置地方 総監部等	出張先	出張相談の 実施 (基準)
大湊 (海)	大湊 (空)	4回／年
下総 (海)	館山 (海)、木更津 (陸) (海) (空)、 習志野 (陸) (空)、下志津 (陸)、 宇都宮 (陸)、勝田 (陸)、松戸 (陸)、 百里 (空)、峯岡山 (空)	1回／年
横須賀 (海)	厚木 (海)、久里浜 (陸) 座間 (陸)、武山 (陸海空同時実施)	2回／年 1回／年
舞鶴 (海)	小松 (空)、金沢 (陸)、福知山 (陸)、 今津 (陸)、経ヶ岬又は饗庭野 (空)	1回／年
吳 (海)	岩国 (海) 江田島 (海)、日本原 (陸)、海田市 (陸)、 米子 (陸)、出雲 (陸)、山口 (陸)、 防府北・南 (空)、美保 (高尾山を含む) (空)	2回／年 1回／年
佐世保 (海)	相浦 (陸) 大村 (海) (陸)、竹松 (陸) 下関 (海)、小月 (海)	4回／年 2回／年 1回／年
鹿屋 (海)	国分 (陸) 川内 (陸) 新田原 (空)、高畠山又は下甑島 (空)	4回／年 2回／年 1回／年

### 6.3 航空自衛隊基地等

配置基地	出張先	出張相談の実施(基準)
千歳 (空)	長沼・当別・襟裳・八雲・根室・網走の内 4か所 (空) , 函館 (陸) (海) , 余市 (海)	1回／年
三沢 (空)	東北町 (空)	4回／年
	八戸 (陸)	3回／年
	八戸 (海) 、 岩手 (陸)	2回／年
	山田 (空)	1回／年
入間 (空)	府中 (空) 、 横田 (空) 、 熊谷 (空) 、 高田 (陸) 、 新発田 (陸)	2回／年
	十条 (陸) (海) (空)	
	市ヶ谷 (陸) (海) (空)	
	新潟・佐渡・輪島の内 1か所 (空) 、 立川 (陸) (空) 、 相馬原 (陸) 、 霞ヶ浦 (陸) (空)	1回／年
	岐阜 (空) 、 浜松 (空) 、 守山 (陸) 、 豊川 (陸)	2回／年
小牧 (空)	春日井 (陸) 、 久居 (陸) 、 明野 (陸) 、 白山・高藏寺・笠取山・串本の内 2か所 (空)	1回／年
	目達原 (陸)	4回／年
春日 (空)	久留米 (陸) 、 芦屋 (空) 、 築城 (空)	2回／年
	背振山・高良台・福江島・海栗島・見島の内 3か所 (空)	1回／年
	那覇 (陸) (海)	4回／年
那覇 (空)	恩納・与座岳・知念・宮古島・奄美大島・沖永良部島・久米島の内 4か所 (空)	1回／年

## 7 電話（eメール等を含む）相談

配置駐屯地等及び出張相談を実施する駐屯地等のほか、電話又はeメール等による相談（以下「電話相談」という。）業務を実施する。

- 7.1 電話相談の業務内容は、3.4のa)～b)と同様とする。
- 7.2 電話相談業務の実施時間は、5.2と同様とする。
- 7.3 電話相談業務の実施に当たって「電話相談案内」のポスター等を作成し、現地監督官の承認を得た上、対象となる駐屯地等に対し周知するものとする。
- 7.4 相談員ごとの担当駐屯地等は、次表を基準とし、基準以外の駐屯地等からの電話相談にも対応するものとする。

配置駐屯地等	担当駐屯地等
旭川（陸）	名寄（陸）、留萌（陸）、上富良野（陸）、遠軽（陸）、稚内（陸）（海）（空）、沼田（陸）、近文台（陸）、足寄（陸）、礼文（陸）、多田（陸）、美幌（陸）、別海（陸）、釧路（陸）、標津（陸）、鹿追（陸）
東千歳（陸）	北恵庭（陸）、南恵庭（陸）、北千歳（陸）、島松（陸）、帶広（陸）、札幌（陸）、真駒内（陸）、俱知安（陸）、豊平（陸）、苗穂（陸）、日高（陸）、安平（陸）、早来（陸）、白老（陸）、幌別（陸）、静内（陸）、滝川（陸）、岩見沢（陸）、丘珠（陸）、美唄（陸）
青森（陸）	弘前（陸）、秋田（陸）（空）、加茂（空）、車力（空）、竜飛（海）
仙台（陸）	神町（陸）、船岡（陸）、霞目（陸）、大和（陸）、多賀城（陸）、福島（陸）、郡山（陸）、松島（空）、大滝根山（空）、反町（陸）
板妻（陸）	富士（陸）、滝ヶ原（陸）、駒門（陸）、北富士（陸）、松本（陸）、静浜（空）、古河（陸）、北宇都宮（陸）、新町（陸）、吉井（陸）、霞ヶ浦（陸）（空）、朝日（陸）、土浦（陸）、大宮（陸）、練馬（陸）、朝霞（陸）、座間（陸）、小平（陸）、用賀（陸）、三宿（陸）、横浜（陸）

千僧 (陸)	伊丹 (陸)、信太山 (陸)、姫路 (陸)、大久保 (陸)、八尾 (陸)、桂 (陸)、宇治 (陸)、大津 (陸)、阪神 (海)、奈良 (空)、川西 (陸)、祝園 (陸)、和歌山 (陸)、青野原 (陸)
善通寺 (陸)	松山 (陸)、高知 (陸)、小松島 (海)、徳島 (陸) (海)、北徳島 (陸)、三軒屋 (陸)、土佐清水 (空)
福岡 (陸)	小倉 (陸)、小郡 (陸)、飯塚 (陸)、富野 (陸)、前川原 (陸)、対馬 (陸)、鳥栖 (陸)
別府 (陸)	玖珠 (陸)、湯布院 (陸)、大分 (陸)、南別府 (陸)
北熊本 (陸)	健軍 (陸)、高遊原 (陸)、えびの (陸)、都城 (陸)、熊本 (陸)
大湊 (海)	大湊 (空)、下北 (海)
下総 (海)	館山 (海)、木更津 (陸) (海) (空)、習志野 (陸) (空)、下志津 (陸)、宇都宮 (陸)、勝田 (陸)、松戸 (陸)、百里 (空)、峯岡山 (空)、父島 (海)、硫黄島 (海) (空)、南鳥島 (海)
横須賀 (海)	厚木 (海)、久里浜 (陸)、武山 (陸) (海) (空)、座間 (陸)、船越 (海)、新井 (海)、田浦 (海)
舞鶴 (海)	小松 (空)、金沢 (陸)、福知山 (陸)、今津 (陸)、由良 (海)、仮屋 (海)、富山 (陸)、鯖江 (陸)、輪島 (空)、経ヶ岬 (空)、饗庭野 (空)
吳 (海)	岩国 (海)、江田島 (海)、日本原 (陸)、海田市 (陸)、米子 (陸)、出雲 (陸)、山口 (陸)、防府北・南 (空)、美保 (空)、防府 (陸)、吉浦 (海)、佐伯 (海)、高尾山 (空)
佐世保 (海)	相浦 (陸)、大村 (海) (陸)、竹松 (陸)、下関 (海)、小月 (海)、竹敷 (海)、上対馬 (海)、下対馬 (海)、壱岐 (海)
鹿屋 (海)	国分 (陸)、川内 (陸)、新田原 (空)、高畠山 (空)、福山 (海)、奄美 (海)、奄美大島 (空)

千歳 (空)	長沼 (空)、当別 (空)、襟裳 (空)、八雲 (空)、函館 (陸) (海)、余市 (海)、網走 (空)、根室 (空)、奥尻島 (空)、松前 (海)
三沢 (空)	八戸 (陸) (海)、岩手 (陸)、山田 (空)、東北町 (空)
入間 (空)	府中 (空)、熊谷 (空)、高田 (陸)、新発田 (陸)、十条 (陸) (海) (空)、新潟 (海) (空)、立川 (陸) (空)、相馬原 (陸)、市ヶ谷 (陸) (海) (空)、東立川 (陸)、佐渡 (空)、御前崎 (空)、目黒 (陸) (海) (空)、横田 (空)
小牧 (空)	岐阜 (陸) (空)、浜松 (空)、守山 (陸)、豊川 (陸)、春日井 (陸)、久居 (陸)、明野 (陸)、白山 (空)、高蔵寺 (空)、笠取山 (空)、串本 (空)
春日 (空)	目達原 (陸)、久留米 (陸)、芦屋 (空)、築城 (空)、背振山 (空)、高良台 (空)、福江島 (空)、春日 (陸)、見島 (空)、海粟島 (空)、下甑島 (空)
那覇 (空)	那覇 (陸) (海)、恩納 (空)、与座岳 (空)、知念 (陸) (空)、宮古島 (空)、白川 (陸)、勝連 (陸) (海)、八重瀬 (陸)、南与座 (陸)、久米島 (空)、沖永良部島 (空)

## 8 守秘義務等

- 8.1 契約の履行に際し知り得た部隊等の情報及び退職予定隊員の個人情報については、委託事業の目的のみに使用するものとし、他の者に漏えいしてはならない。これは、契約を終了した後も同様とする。
- 8.2 個人情報の取扱いにあたっては、関係法令の定めに従うものとする。
- 8.3 相談員等の駐屯地への立入り等に際し、各駐屯地において定める立入申請等、秘密の保全のため必要な統制を受けるものとする。

## 9 監督及び検査

監督及び検査は航空自衛隊調達規則によるほか以下のとおりとする。

### 9.1 監督

当該契約の円滑な履行を図るため、次の要領で監督を行う。

#### a) 現地監督官

- 1) 仕様書等の要求事項に、契約相手方が実施する各役務内容が正しく行われているか確

認審査する。

- 2) 契約相手方が提出又は作成する書類で、現地監督官の承認又は確認を要するものについては内容を確認し記名・押印し、写しを控える。
- 3) 契約相手方が作成する「進路相談等作業記録表」を日々確認する。
- 4) 月末毎に「進路相談等作業記録表」を主任監督官へ送付する。

b) **主任監督官**

現地監督官からの「進路相談等作業記録表」で履行状況を確認し、要すれば現地監督官に確認を行い異常がなければ検査官に報告する。

## 9.2 検査

検査官は、当該契約の要求事項を満足していることを確認するため、主任監督官からの報告に基づき検査を実施する。

## 10 その他の指示

### 10.1 資料等の使用

契約相手方は、現地監督官の許可する範囲で、この役務の履行に必要な資料、器材等を無償で使用することができる。

### 10.2 労務管理

契約相手方は、職務従事者を含む従業者に対する雇用責任者として、労働基準法、職業安定法、社会保険に関する諸法令その他職務従事者を含む従業者に対する法令上の責任を全て負うものとし、責任を持って労務管理を行うものとする。

### 10.3 疑義について

この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度速やかに主任監督官との協議の上、その指示に従うものとする。

別紙様式第 1

進路相談等業務作業記録表						
駐屯地等名						

進路相談等業務作業記録表						
駐屯地等名						
月日	曜	開始及び 終了時間	作業時間	作業内容	実施場所	監督官等 確認印

進路設計相談員業務実施状況報告  
( 年度 /四半期分 )

区分	分	相談者数				延べ相談件数とその内容				備考 相談内容等 特記事項	
		6月前	1年前	2~3年前	4~5年前	計	6~10年前	11年以上前	進路選択に 再就職に 関する相談	生活設計に 関する相談	その他 の相談
佐 官	新規相談人員										
	延べ相談人員										
尉 官	新規相談人員										
	延べ相談人員										
准・曹	新規相談人員										
	延べ相談人員										
士	新規相談人員										
	延べ相談人員										
合 計	新規相談人員										
	延べ相談人員										